

令和2年第1回

高森町議会3月定例会議録

令和2年3月6日開会

高森町議会

3月6日（金）

（第1日）

令和2年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和2年3月6日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

7番 立山 広滋君

8番 本田 生一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （8日間）

自 令和2年3月 6日

至 令和2年3月13日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月6日（金）	本会議	議案審議・説明・質疑・付託
3月7日（土）	休 会	
3月8日（日）	〃	
3月9日（月）	本会議	一般質問
3月10日（火）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
3月11日（水）	〃	
3月12日（木）	〃	
3月13日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 1号 高森町副町長の選任について

日程第 5 同意第 2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 8号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 9号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第10号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第11号 南阿蘇鉄道復興応援基金条例の制定について

日程第10 議案第12号 高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の廃止について

日程第11 議案第13号 高森町地籍調査推進委員設置条例等の一部改正について

日程第12 議案第14号 高森町課設置条例の一部改正について

日程第13 議案第15号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

日程第14 議案第16号 高森町保育所条例の一部改正について

日程第15 議案第17号 高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第18号 高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第19号 令和元年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第20号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第21号 令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第22号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第23号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第24号 令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第25号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第26号 令和2年度高森町一般会計予算について
- 日程第25 議案第27号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第28号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第29号 令和2年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第30号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第31号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第32号 令和2年度高森町鉄道経営対策事業特別会計予算について
- 日程第31 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 後藤 巖 君 | 2 番 津 留 智 幸 君 |
| 3 番 後藤 清 治 君 | 4 番 牛 嶋 津世志 君 |
| 5 番 後藤 三 治 君 | 6 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 7 番 立 山 広 滋 君 | 8 番 本 田 生 一 君 |
| 9 番 田 上 更 生 君 | 10 番 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 町 長 草 村 大 成 君 | 副 町 長 本 田 敦 美 さん |
| 教 育 長 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 沼 田 勝 之 君 |
| 生活環境課長 後藤 健 一 君 | 会 計 課 長 古 澤 要 介 君 |
| 健康推進課長 野 中 裕 美 子 さん | 住 民 福 祉 課 長 佐 伯 実 君 |
| 建 設 課 長 東 幸 祐 君 | 税 務 課 長 丸 山 雄 平 君 |
| 政策推進課長 田 上 浩 尚 君 | 教育委員会事務局長 馬 原 恵 介 君 |
| TPC事務局長 岩 下 徹 君 | 住 民 福 祉 課 審 議 員 後 藤 一 寛 君 |
| 政策推進課長補佐 岩 下 雅 広 君 | 総 務 課 長 補 佐 今 吉 輝 子 さん |
| 健康推進課長補佐 津 留 大 輔 君 | 総 務 課 総 務 係 長 住 吉 勝 徳 君 |
| 総務課財政係長 代 宮 司 猛 君 | 農 林 政 策 課 長 荒 牧 久 君 |
| 建設課審議員 野 尻 光 也 君 | 代 表 監 査 委 員 古 庄 良 一 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名(2名)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 議会事務局長 安 藤 吉 孝 君 | 議会事務局主査 衛 藤 千 佳 さん |
|------------------|--------------------|



○議長（後藤三治君）おはようございます。会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。令和2年第1回高森町議会定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ今定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。今年の冬は暖かかったというところがございますが、最近はやっと寒さも感じる、戻ってきたのではないかなと思うところがございます。そういう中で議会議員の皆様も町民の皆様もそうでございますが、新型コロナウイルス感染症の広がりに関しては、大変御心配なされているところがございます。現在段階としては心配というよりも、もはや世界中に拡大をいたしまして、WHOによりますと未知の領域に入ったというふうにコメントされているところがございます。昨日、一昨日でまた新たなフェーズを迎えるのではないかなというところがございます。そのことは特別措置法の改正案を提案して、来週には衆議院を通過する可能性がある。早ければ13日にも発表される見込みであるというところですので。そうなりとやはり緊急事態宣言の発令が可能になるというところがございます。これは大変に大きなところでありまして、県民、町民の生活がいろんな面で制限される場所も出てくる可能性もありますので、気を引き締めて高森町としても予想しながら取り組んでいかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

また政府からの要請ということでありまして、2月27日に総理が全国の小・中学校、高校に休校の要請を打ち出されたというところで、当町においても町立の小・中学校や県立高森高校において、3月15日までの休校措置をとっているという状況でございます。突然の発表であり、児童生徒の皆さん、学校関係者、特に現場の先生方、そして保護者の皆様には

大変御負担をおかけすることになっておりますが、感染症拡大の予防というところで集団生活を最小限にすることが大事だということでその対応であるわけでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

町といたしましては、連休初日の 22 日の未明に熊本で初めての感染が出たということで、そこがフェーズの変わり目というところで、総務課で 22 日 23 日 24 日、この 3 日総務課の本田副町長、総務課長、課長補佐までの対応でどういうふうにしていくかというところをしっかりと組んで、25 日に第 1 回の新型コロナウイルスの会議を開いて、28 日に第 2 回、そして今日の朝 8 時半から第 3 回の会議を開いてそれぞれ決定したことと決定に至るまでの経緯、そしてこれからどういうふうに対応していくかというところを決め、たかもりポイントチャンネルのほうでのスピード感ある情報発信と同時にホームページ、1 番大事なのは学校の保護者の皆さんにきっちり情報を伝えていくというところですので、そういうところを取り組んでるところでございます。

同時に政府のほうは経済に対しての補償補填、経済対策をまとめられてるというところがございますので、メニューが揃い次第足りないところ、町レベルでやれるところというところをしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、議会のほうからもしっかりとやれというお声をいただいておりますし、議長のほうからも一緒になってやりますというところのお返事いただいておりますので、できるだけ被害が最小限にとどまるように努めてまいりたいというふうに思っております。

同時に火山灰の対策も今朝もそうでございますが、町民の方から私も電話をいただきまして、同時にヨナの対策も忘れてはならないことでもありますので、第 3 回のコロナウイルス会議の中でもそういうところの指示もさせていただいたところがございます。特に今年は阿蘇地域の交通インフラのめどが立ってまいりました。創造的復興が現実化をしてくる年でござ

います。そのような中、当町も熊本地震で遅れることなく、私自身も自分で掲げた政策集の実現に向かい努力をしまいにありますし、議員の皆様への御支援御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも御指導いただければというふうに思っております。私の3期目の任期も今年2020年で中間期2年目を迎えますので、一層加速度を上げて、事業の実施を図るつもりでございます。議会の皆様にも先ほど申し上げますように、御理解御協力をお願い申し上げます。

また本日からは県知事選挙期日前投票が始まりましたが、当町といたしましては感染防止に十分注意を払いながら行っているということを御報告させていただきたいというふうに思います。

さて、本定例会では人事に関する同意が2件と計画の策定、指定管理者の指定、条例制定及び一部改正などの議案11件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案14件を提案いたしております。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と代えさせていただきます。

○議長（後藤三治君） ありがとうございます。ただいまから令和2年第1回高森町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により7番 立山広滋君、8番 本田生一君を指名します。

—————○—————

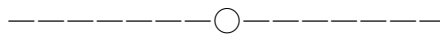
日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、2月27日に開催されました議会運営委員会において、3月6日から3月13日までの8日間と決定しておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月13日までの8日間と決定しました。



日程第 3 諸般の報告

日程第 3、諸般の報告を議題とします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会としての報告を議長が行います。

1月3日成人式が開催され、50名の新成人者が出席いただきました。意見発表を聞き、各自目標を掲げ、頼もしい意気込みを感じました。多くの経験を積み重ね、高森町の将来を背負っていただくよう期待します。1月9日阿蘇市町村議長会総会が開催されました。1月12日令和2年高森町消防出初式が行われ、各分団員の機敏で勇壮な姿を見て、町民の生命財産を守るため、日々の訓練の成果を感じました。

2月9日新酒とふるさとの味まつりのオープニングイベントが開催され、待ちに待った新酒を多くの方々に味わっていただきました。2月14日阿蘇市町村会議長会から熊本県知事・議会議長への要望を行いました。阿蘇中岳第1火口の活動活発化及び長期化に伴う安心安全な暮らしの実現と、風評被害等の防止に向けた対策を講じていただくよう要望しました。

2月27日子ども議会が行われました。新型コロナウイルスの対策として役場議場と高森中学校、高森東学園の3カ所をインターネットで結び、開催されました。提案された内容は、

地域の活性化に向けた調査に基づく将来に向けた取り組みであると感じました。同日の午後には第2回臨時会が開催され、予算等の審議を行いました。新型コロナウイルスの影響で小中高の学校が休校となり、各種イベントも中止等の措置がとられ、町民の皆様も不安と御不自由を感じておられることと思います。執行部とともにこの緊急事態が1日も早く終息するよう対策を講じ、ふだんの生活を取り戻すことを願うものです。

以上で議会としての諸般の報告とします。

次に議会運営委員長 芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）6番芹口でございます。

閉会中の議会運営委員会の活動につきまして報告をいたします。

ただいまの議長のほうから議会の会議の日程につきましては2月27日に決定したというような報告がありましたけれども、日程の決定につきましては、2月6日委員会を開催いたしまして、令和2年第1回定例会の日程につきましては、3月6日から3月13日までの8日間の会期として9日に一般質問、10日に各常任委員会、11日に特別委員会を開催することに決定しております。また、一般質問の通告期限を2月27日正午までとすることにいたしました。

さらに2月27日に委員会を開催し、定例会の議案の取り扱い、意見書、陳情書の取り扱い及び一般質問の通告内容の確認を行うとともに、一般質問の質問順につきましては議会運営基準に基づき、通告順によって1番 津留智幸議員、2番 後藤巖議員に決定をいたしました。

また、3月17、18日に天草市議会のペーパーレスの実践的な取り組みについて、全員視察研修を予定しておりましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を受け延期することに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、総務文教常任委員長 芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

12月議会以降の閉会中の継続調査についてでございます。

1月10日に総務文教常任委員会を開催し、高森町総合計画の後期基本計画案につきまして政策推進課から説明を受けますとともに、総務文教常任委員会所管の教育委員会事務局を除く関係各課より出席を求め、審議いたしました。また1月15日に委員会を開催し、同様に教育委員会所管の計画案について審議いたしました。

次に1月28日29日の両日、委員会の業務視察研修を行いました。28日は佐賀県上峰町の教育行政の取り組みについて研修し、内容はふるさと納税を利用したスタディクーポンを活用した放課後の補充学習の取り組み、オンラインによるマン・ツー・マン英会話事業の取り組み、非常勤講師や特別支援員の配置の取り組み等について説明を受け、意見交換を行いました。翌29日には武雄市に伺い、昨年8月28日の秋雨前線による豪雨災害の被害状況等の説明を受けるとともに、災害発生時の住民の避難誘導、避難所の運営、ボランティアの受け入れ、災害ごみの処理、防疫体制、その後の応急復旧の対応等についても説明を受け、意見交換を行いました。また、災害発生時に高森町からいち早く副町長はじめ、人的支援を受けたことに対しまして、謝辞をいただきましたことをつけ加えまして、閉会中の諸般の報告をいたします。

○議長（後藤三治君）次に、産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）おはようございます。10番佐伯でございます。

産業厚生常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

12月議会以降産業厚生常任委員会は、1月8日に各委員各課に関する委員会に関する

高森町の総合計画についての報告を受けました。各課それぞれ担当職員また政策推進課も加わりまして、話をさせていただきました。町長の施策の中で、非常にスピード感を持ってやるということで、自分で予算を見つけてされるということに対して議会としては敬意を表するわけですが、ただ若干気になることは、農政に対してもう少し実効的な高森町の基幹産業である農業施策について、詳しく総合計画の中にこまめに入れてほしいなという意見が出されておりました。

それから2月20日に午後1時30分から建設課関係で現場視察をさせていただきました。要するに年度末を期限とする公共工事の進捗状況を見させていただいたわけですが、まず、西原日の尾峠線の橋梁、それに前原地区の井戸掘削工事、それに津留宮ノ前線、横町湧水館線などを見させていただきました。それぞれ業者の方たちが天候、悪天候もあったわけですが、どうにか間に合うようにということで頑張っておられたようですが、私たち委員会から見たときにもう少し努力が足りない現場があったりしましたので、その点については近隣の住民の皆さんたちに迷惑のかからないように、そしてちゃんと工期に間に合うようにということを現場の責任者に指導しながら帰りまして建設課のほうとも重々打ち合わせをいたしております。

その後3月3日に産業厚生常任委員会を再度開きまして、2月20日に視察をいたしました前原地区の井戸掘削について予定の150メートルを現在掘り終えておりますけれども、なかなか目的とする水量が得られなかったということで、その検討を委員会の中でいたしました。長期間新年度の予算が成立するまでの間掘削井戸の作業を止めますと、地盤の移動または地盤の変動等があり、再度一からのやり直しとなる可能性もあるということで、町長のほうにもお願いし、建設課のほうとも協議をし、業者側のほうに少しでもいいから掘削を進めていただくように、その後のことについてはまた皆様方に報告をして上色見地区の皆さんた

ちにちゃんとした水が送れるように現在努力をしていくということで今から努力をしていく
ということで報告を受け、委員会のほうでも了承をした次第でございます。何はともあれ水
が出ることを祈っておりますので、周りの皆さん方についてもどうぞ御理解をいただきます
よう、よろしく願いをいたします。以上で産業厚生常任委員会の閉会中の継続審査につい
ての報告を終わります。

○議長（後藤三治君）次に、議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）議会広報特別委員会の活動について御報告いたします。

議会広報絆第76号の編集につきまして、12月定例会の最終日に御報告申し上げましたが、
12月12日に第1回編集委員会を行い、以後計4回の委員会を開催し、2月4日皆様のお手
元へ発送いたしました。議会広報絆第76号の表紙には、消防団の出初式の一斉放水の様子
を紹介いたしました。今回の内容といたしまして、12月定例会での主な補正予算の事業概
要と教育長の人事案件、人権擁護委員会候補者の推薦、水資源対策特別委員会の設置、町道
認定、議案に対する主な質疑応答、一般質問が4名の議員からありましたのでその内容を詳
しく掲載しております。

次に常任委員会からの報告、全員協議会で南阿蘇鉄道関連の現状等再開発事業の中間報告、
第4回の臨時会、10月に行われた議会報告会、2名の方からいただきました町民の声などの
要点を掲載し、最後に全国人権同和教育研究大会に後藤巖議員が出席いただきましたので、
内容の報告をいたしております。

議会広報絆第76号は、読みやすく、わかりやすい広報づくりに努めていきますので、ぜ
ひとも読んでいただきたいと思います。また御感想等御意見等などもありましたら伺いたい
と思います。以上で議会広報特別委員会の諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、監査委員 立山広滋君。

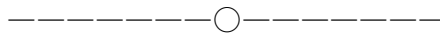
○監査委員（立山広滋君） 監査委員からの諸般の報告を申し上げます。

12月24日に財政援助団体への監査を実施いたしました。監査対象団体は、高森町観光交流センターの指定管理者である高森町観光協会、奥阿蘇物産館及び奥阿蘇キャンプ場の指定管理者である有限会社甲斐商店、奥阿蘇特産品加工場の指定管理者である有限会社ヴルスト阿蘇の3社を行いました。各社良好な管理が行われており、今定例会において継続して指定管理者の指定の議案が提出されています。

次に2月4日、2月18日の2日間に各課事務局の定期監査を行いました。令和元年度予算の執行状況を中心に監査を行いました。おおむね計画的な事業遂行と支出の状況を確認しました。年度末に向けて、再度確認と適切な指数に努めるよう職員への指導をいたしました。

最後に、例月出納検査を実施しましたが、正確な事務処理がなされていたことを御報告し、監査委員からの諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 同意第1号 高森町副町長の選任について

○議長（後藤三治君） 日程第4、同意第1号、高森町副町長の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号で御提案いたしました高森町副町長の選任について、御説明を申し上げます。現本田副町長の後任として選任同意をいただきたい方は本田副町長の後輩でございます。現職の県職員として活躍されておられます服部信一郎さんでございます。服部さんの経歴につきましては、昭和46年7月生まれの現在48歳、県立八代高校から現役として東京大学法学部に進学された現在の熊本県職員の中でも次世代のリーダー的存在として期待を集める有望な人物であります。御存じの方もおられるかとは思いますが、本町との縁

も深く、平成 24 年 25 年度の 2 カ年間県との人事交流制度において政策推進課の審議員兼課長補佐として勤務されており、町観光においての基本政策を定めた高森町観光立町推進基本条例の制定や情報通信基盤事業の内容の立ち上げ、それに伴うたかもりポイントチャンネルの立ち上げ、各条例の改正、組織制度の改革、各種協議会委員会の設置等数多くの功績を残しておられます。現在は熊本県環境政策部水俣病審査課の課長補佐として、県においても非常に重要な業務である水俣病の認定審査担当として御活躍中でございます。

先ほど申し上げましたが、服部さんは経歴・知識・人格とも本田副町長の後任として最適任者であり、熊本県にあっても蒲島知事が将来を期待される有望な有能な人材として送り出されていた異例の大抜てき人事と思われ、高森町の町長としても大変感謝を申し上げる特段の御配慮と考えております。

副町長の選任につきましては、地方自治法 162 条の規定により議会の同意をいただく必要があるため御提案を申し上げるものでございます。御同意いただければ、4 月 1 日より本町副町長に御就任いただきたいと思っております。御審議をいただき御同意を賜りますようお願い申し上げます、御説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君）高森町に 2 年間おられたということで私と入れかわりでございますから、どういうふうな業務をされていたのかはちょっとわかりませんが、今町長が言われたとおりであったと思います。誕生日も私と一緒にですからね、7 月 5 日生まれ。私は当然賛成するわけなんです、他町村の副町長さん助役さんに県の職員の方たちがおいでになると、本田副町長みたいに県を利用していろんな事業を高森町に落とすと。町長の考えをスムーズに進めるために県を利用しようという思いが本田副町長はあったんですが、やっぱり balan

スをとろうと、県内の自治体とのバランスをとろうというふうに見える県からの出向の方達を見受けます。そういうことがないように町長のほうから町長の政策に対して高森町の独立性を保てるようにやっていただきたいというふうに私は希望をいたしますけれども、町長のほうからそういう御指導できますか。よろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員から誕生日も一緒ということで、御賛同いただくということでありがとうございます。独立性をしっかりと担保できるように、そして何はともあれやっぱり高森町のためにしっかりと働いていただく人材だというふうに認識をいたしておりますので、御承認のほどよろしく願いしたい、また御指導のほどよろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、高森町副町長の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤三治君） 日程第5、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて提案説明を申し上げます。現在の本町固定資産評価審査委員会委員の渡辺眞佐末氏は3期9年間にわたり、固定資産の評価審査に御尽力・御協力をいただいておりますが、その任期が令和2年5月11日をもって満了するため、後任に中村博光氏を選任したく同意を求めるものであります。中村博光氏は人格識見高く、また公平中立で広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。以上御説明申し上げましたが、御審議の上御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

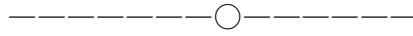
○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

したがって、同意第 2 号、高森町固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



日程第 6 議案第 8 号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君） 日程第 6、議案第 8 号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につ

いてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） おはようございます。議案第 8 号で提案いたしました高森町観

光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を説明申し上げます。本議案は高森町観光交流センター条例第 10 条の規定によりまして、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則り、今回高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。議案をごらんください。まず対象施設につきましては、高森町観光交流センター、指定管理者となる団体の名称は高森町観光協会会長、村上誠治氏でございます。次に指定の期間といたしましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなります。

指定管理者を指定するには地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため議案を提案するものであります。以上今回提案しております内容につきまして説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） 10 番佐伯です。観光協会さんにはいろいろと色々な観光事業、交流事業にも力を出していただいて感謝をいたしております。例年どおり観光協会のほうで管理を

していただくということで関係はするわけですが、ただ観光交流センター商工会も一緒に同居でございますけれども、観光交流センターの管理運営費のところでは予算に出てくると思うんですが、今回商工会との関係はどのようになっておるか参考のためお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 10番佐伯議員の御質問にお答えいたします。今年の4月から商工会と同居するというような感じになりますけれども、現段階では観光協会のほうが指定管理を受けまして、商工会のほうの経費等につきまして一部観光協会の方と調整していただくというような感じに今のところはなっております。今後につきましては、観光協会とタカラモリの関係等もございまして、今の観光協会のほうから別のところに移動されるという計画等もありますので、そのあたりは今からの協議になっておりますので、現段階としましては全額観光協会のほうが指定管理の料金等を受けまして、その中の経費の一部については商工会等に負担をしていただく部分も出てくるかと思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今からのことは今から調整をしていくということなんですが、今まで観光交流センターを観光協会が管理をしておりました。その際に観光交流センターをいろんな団体が使う場合については使用料が発生しておって、その使用料については観光交流センターの収益となっておったというふうに私は思います。そうなったときに現状観光交流センターを観光協会が指定管理者として管理するということになってくると一部を使う商工会が商工会の施設分の家賃を観光協会に支払わなくてはならないのかという疑問が生じるわけです。

今回商工会が観光交流センターに移った理由といたしましては、高森駅開発の一つの目的のために高森町の土地内に阿蘇広域行政事務組合が持っておった施設を一応出ていってもら

うというふうをお願いをして出ていってもらったわけでありまして。ですから、現状において将来どうなっていくのかまだ今からの協議だと思っておりますが、高森町の駅、南阿蘇鉄道高森駅再開発のために移動していただいた商工会が新たな支出が発生するようなことだけは私は避けていただきたいというふうに思っておりますけれども、今回の指定管理者で観光協会が管理するということは当然家賃が発生するわけで、家賃の取り扱いについていかがお考えであったのかということ再度質問させていただきます。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長 田上浩尚君。自席からお願いします。

○政策推進課長（田上浩尚君） 質問にお答えいたします。家賃につきましては現在商工会のほうで負担しております分については、相応の額を観光交流センターのほうに利用料ということで納めていただくという形になりますので、今まで以上の負担というのはないように協議を重ねているところでございます。ほかの光熱費等、水道等も観光協会と商工会と今協議を進めておるところでございます。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 何分商工会については南阿蘇鉄道高森駅の再開発に伴っての移動だというふうに考えております。ですから今現在旧施設において発生しておった施設使用料をなるべくオーバーしないように、余分な経費をなるべくとらないようにしていただきたいなというふうに考えておりますので、その辺についての御配慮をお願いいたしまして、質問とさせていただきます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

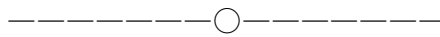
これから、議案第 8 号高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。



日程第 7 議案第 9 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君） 日程第 7、議案第 9 号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についての御説明を

いたします。議案第 9 号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館の指定管理指定について説明を始めます。

本議案は高森町奥阿蘇物産館条例第 11 条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第 11 条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文に則って、今回有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。議案をごらんいただきたいと思います。

対象施設は高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は有限会社甲斐商店代表取締役、甲斐一郎氏でございます。次に指定の期間といたしましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

指定管理者を指定するには地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る

必要があるため、この議案を提案するものであります。以上、今回提案しております内容について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第9号高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君）日程第8議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定に

ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君）議案第10号で提案いたしました高森町奥阿蘇特産品加工場の指

定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本議案は高森町奥阿蘇特産品加工場条例第 11 条の規定により、本施設の管理を指定管理者に行わせる場合で町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文に則って、今回有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。議案をごらんいただきたいと思います。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は有限会社ヴルスト阿蘇取締役、中村敏治氏でございます。指定の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間です。指定管理者を指定するには地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。以上今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10 番佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君）指定管理をしていただいて、いろいろと頑張っていただいております。については、今回の加工場ともかく前段の物産館についても同様でございます。ただ、町長のほうにお願いをするわけでありますが、扶助費を軽くしていくというのがやっぱり今後の高齢化が進んでおる自治体での一つの役目であると思っております。温泉館についても先般ある程度の方針が決まって、売却のほうも目星がついたようではありますが、こういうふうに物産館特産品加工場についても建築後もう 25 年を経過しようとしております。そういう中において修繕代や今後の施設設備費等を見ていけば、莫大な予算を今から先本町は負担をしていかなければならない可能性があります。ですから、将来に対して今後前回みたいに公共的施設のあり方検討委員会等を設置し、随時町の負担となる将来において懸案である公共的施設のあり方について検討する機会をつくっていただきたいというふうに要望いたします。

ども、町長よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）10番佐伯議員の御要望というよりも御意見いただきました。まず公共的施設あり方検討委員会で議員の皆様もいろんな御意見言っていただきまして、そして何よりも議員がおっしゃるように、将来の町の財政、お金の部分で非常に負担が多くなるということが検討委員会の中でも答申があったわけでございます。引き続き公共の施設に関するあり方検討委員会を継続して、しっかりその中で議論をしていきながら決まったことはそして考えられることは住民に情報発信を同時にしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 南阿蘇鉄道復興応援基金条例の制定について

○議長（後藤三治君） 日程第 9 議案第 11 号、南阿蘇鉄道復興基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第 11 号で提案いたしました南阿蘇鉄道復興応援基金条例の制定につきまして、提案理由を説明申し上げます。これは南阿蘇鉄道の復旧、創造的復興の支援を目的として、寄附金、義援金による新たな基金の創設を行うため、制定するものでございます。高森町において、これまで民間事業者による南阿蘇鉄道復興事業への支援の相談や支援の提案がっております。支援の内容としましては、高森町が推進する南阿蘇鉄道関連事業等への支援でありまして、他の自治体等の基金を含む既存の高森町鉄道経営対策事業基金とは区別をする必要があるため、今回新たに基金を創設するものでございます。条例を制定するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があります。以上のことから、今回提案しております条例制定について説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

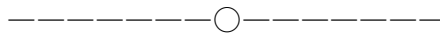
これから議案第 11 号南阿蘇鉄道復興基金条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、南阿蘇鉄道復興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。



日程第 10 議案第 12 号 高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の廃止について

○議長（後藤三治君）日程第 10、議案第 12 号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の

廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯実君）おはようございます。議案第 12 号で御提案いたしました高森町高

齢者温泉入浴料の助成に関する条例を廃止する条例について、御説明をいたします。この条例は令和元年第 3 回高森町議会臨時会にて御承認をいただきました、議案第 31 号高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例を令和 2 年 5 月 31 日をもって廃止するものでございます。

高森町温泉入浴料の助成に関する条例につきましては、高森温泉館が閉館されたことから町内に住所を有する満 70 歳以上の方を対象に、町内の温泉施設と南阿蘇村にあります三つの温泉施設利用者に対しまして 1 回の利用につき 200 円を助成し、健康の増進を図ることを目的として制定いたしました。今回条例を廃止します理由といたしまして、一つには本制度開始から本年 5 月末で 1 年を迎え、温泉館跡地等の購入業者も内定したところから、温泉館閉館後の移行措置として開始いたしました本事業の役割も終了したと考えるからでございます。

二つ目には、この事業を 1 年間実施しましたところ、70 歳以上の人口から比率しますと

利用者が約 12%となりまして、1 人の利用実績が満額の場合年間 7 万 2000 円となり、敬老祝金の額と比べまして約 36 倍になり、余りにも過大となっている状況にあります。

三つ目には、70 歳未満の方の御利用や町外の御親戚、知人等の不正利用があるという情報があり、本制度が本来の趣旨にそぐわない状況になっているからでございます。なお、購入されました温泉券は使用期間などを定めておりませんので、町は払い戻しは行わず、条例廃止後も御利用いただけることとなっております。以上、御説明を申し上げましたが、この条例を開始するためには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるため、御提案を申し上げます。御審議をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番 後藤巖君。

○1 番（後藤巖君）1 番後藤です。先ほど説明がございましたけども、産業厚生常任委員会におきましても、不正な利用っていう報告がありました。そういう点も含めてですけども、私が昨年 5 月の臨時会でなぜこれを賛成したかといいますと、基本的に高森の温泉だけじゃなく、南阿蘇村の温泉も使えると。要は高森にないものを近隣の施設を有効に使うっていうところがすごく意義があると思ひまして、賛成をしました。これが、このたび条例が廃止になるということで、やっぱり近隣町村との連携というものが薄くなるっていうことがないようにしていただきたいかなと思います。

それと、これは 4 月 5 月の利用状況にも関わってくるかと思いますが、よろしければ敬老会、敬老祝金のときの例えば増額とかいう措置もしくはそのときに温泉券をつけるとかいうことをもって、高森町の 70 歳以上の方々全員に公正に渡るような福祉として処置が出来ないかということをお願いしたいかと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君）住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯実君）1番 後藤巖議員の質問に対してお答えを申し上げます。先ほど言

いました敬老祝金につきまして、あまりにもいわゆる 36 倍の開きがあるということで、まずその前に今までの実績について御説明をしたいと思います。70 歳以上の高森町の高齢者の人口は 1,952 名でございます。温泉館を利用されておられる実績は利用者数が 253%で、先ほど申しました人口にしての 12%ということになっております。2 月末現在で御購入されている実績を申し上げます。御購入につきましては、10 枚つづりの温泉券が 2,181 セット現在販売をしております。

また 2 月までの温泉施設の利用者の実績でございますが、高森町の月廻り、南阿蘇村の瑠璃、四季の森、ウイナス。合わせまして延べ 1 万 7,193 名の御利用があつているところでございます。後藤議員がおっしゃったように、温泉館が廃止して近隣の町村とのつながりというのもこの制度でなるんではないかということと、また敬老祝金の中に現在 70 歳以上の方には 2,000 円、節目には 1 万円とかいろいろしておりますが、その部分に対して敬老祝金の中で温泉券をつけるということは、現在のところ住民福祉課サイドとしては考えておりませんが、今後そういう意見が多くなれば町長とまた御協議をして、そのあたりは考えていく所存でやっております。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）1 番後藤議員の御質疑に、今佐伯課長がお答えになりました。今課長が

答えた答弁でございますが、議員も御地元でありますし、ポイントチャンネルで議会を見られている町民の方がたくさんいらっしゃいます。70 歳以上で高森温泉館の代わりに町の温泉施設及び南阿蘇村の温泉施設を利用された皆様にとっては、1 年でこれが終わるのかと思いがあられると思いますし、議員の皆様も、特に地元の議員の皆様がお答えに大変かなとい

うところがあると思いますので、町長として御提案をした意味と今後についてお答えをさせていただきます。まず町民の皆様にも大変長く御利用いただいた高森温泉館を休館いたしまして、売却の方向を出しまして、公売をかけました。購入者が内定したところでございます。そしてそもそもこの温泉館の利用権っていうのは、議会の皆様のお声をもって、つまり町民の皆様の代弁者である議員の皆様の声をもって、5月の臨時議会でスピード感をもって臨時議会で決議していただいて、そしてすぐに利用していただいた人がほかにも利用できるような対応を議会がとっていただいたというふうに思っております。

そういう中で温泉館利用時70歳以上の方が100名から約150名ぐらいの間でしかほとんど利用がなかったわけですが、これはほかの施設に意見をつけますと、先ほど課長が申しあげましたような膨大な数字になるという、あえて言わせていただきますと、高森町が持っておりました高森温泉館の魅力があまりなかったのかなど。ほかのところの人気は高いなというの痛感したところでございます。

そしてこれは売れるまでの閉館後の移行措置として開始をいたしました。住民福祉課が所管しますので福祉というところがあるかというふうには思いますが、やはり利用されていた100数十名のお年寄りの方にすぐばっさりなくなるのではなくて、移行期間というところで議会も賛同いただいて今になってると思います。

そういう中で、かなりの予算が必要になりました。結果としてそれは温泉館を利用されていた100名弱の高齢者の方以外の70歳の以上の方がたくさん利用をされたということでございます。私は町長に就任いたしまして1期目の平成23年のときに、敬老祝金の復活を議会に提案した張本人でございます。そして当初3,000円から始めまして、途中2,000円に減額をさせていただきました。敬老祝金が70歳以上、敬老会の75歳ではなくて70歳以上にしたのも私の提案でございます。現在2,132名、令和2年度で私が始めたときよりも約200名

ほど増えているのではないかなと思います。敬老祝金が約 420、430 万円です。公平に全ての 70 歳以上の方に町としてお祝い金を一律に支給するというのが 430 万でありまして、温泉館の利用券は温泉を利用する人、そして利用しやすい人、つまり山東部の方であればなかなか南阿蘇村まで行くのも時間もかかります。そういう公平性がなかなか長けている、公平性がある敬老祝金が 420、430 万に対して、それをはるかに上回る予算がかかるというのは、行政としてそして町長としていかなものかというところがございます。70 歳以上の皆さんに均一に温泉に行ける人も行かれない人も含めてしっかりしたバックアップができるのは、敬老祝金だと思います。その中で後藤議員が今後の敬老祝金にプラスして、増額であったり温泉券をつけたりすると、公平性としていいのではないかという提案は、大変肝に命じたところでございます。現時点では予算書に提案をいたしておりませんが、佐伯課長がおっしゃいますように、住民福祉課の職員も含めて当町の職員もいろいろ御意見を伺いながら、議会の意見を伺いながら、今後この温泉の利用券の代わりになるようなことが何か出来ないかということもしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）1 番 後藤巖君。

○1 番（後藤巖君）答弁ありがとうございます。もう一つですけども、南阿蘇村、当然高森町がやっぱり持っていない施設っていうものをやっぱり町民が広域にわたって阿蘇郡市で共有して使っていくっていうところも、当然やはり大事なところだとこれから思いますので、この条例がなくなって南阿蘇村に行く機会が少なくなったとしても、やはり連携はきちっと取っていただいた上で、今後の施策を進めていっていただけたらと思います。この条例廃止については、私からは以上です。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の南阿蘇村、要は南郷谷の同じ住民ですので、その環境をフェ

イストゥフェイス、話す機会等々も必要だと思いますし、まず先ほど佐伯議員からのアドバイスもいただきましたが、やはり公共施設のあり方検討委員会等々でやはり各自治体を持っている持ち物、強みもあると思います。例えばもうすぐそこ、横は白水でございますし、そういう南阿蘇村が持っているもの、高森町が持っているもの、お互いそこを補完し合うような時代がもう目の前というか、来ているのではないかなというふうに思っております。ぜひ行政首长部局としても働きかけていきますが、議会としても南阿蘇鉄道の合同の協議会も持たれておりますので、それも含めて議会としても南阿蘇村の議会といろいろお話をさせていただいて御提案をいただければ、議会の総意があれば、スピード感が出るというふうに思いますので、ぜひとも逆に議会議員の皆さんからの働きかけもよろしく願いをいたしまして、私の答弁と代えさせていただきます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯でございます。産業厚生常任委員会の副委員長のほうから

常々私どもと話しておることを代表して質問をしていただきました。今町長の答弁にもあったように、私たち議会としても議会の連携をそれぞれ南郷谷の議会の連携を図っていかなければやっぱりいけない時代がやってきたんだなというふうに思っております。昔は高森町に限定すると、隣の農家がトラクターの大きいのを買うと自分のところもトラクターの大きいのを買おうかという競争の時代でございました。しかしながら、やっぱり今後においてはその競争がいかに負担になってくるかって将来にわたって負担になってくるかということを考えれば、協調の時代であり互助の時代であるというふうに私は思います。ですから、今回温泉入浴料の助成を廃止し、やっぱり阿蘇に住み、温泉のよさを知っておる皆さんたちがやはり温泉に入りたいという欲望願望というものは、私は要するに湧いてくるお湯と一緒にこれ

は絶え間ないものだというふうに思っております。そういうふうな希望をなくすことはなるべく私たちもしたくないと思いますから、私も阿蘇広域の議会の中で南阿蘇の南郷谷の議員とよく会いますが、その中でやはり南阿蘇村にあるものは、高森になくて南阿蘇にあるものは一緒に利用しようよと。そして、高森町にあるものは南阿蘇の人たちにも利用していただきよと。これは西原も一緒です。一緒に共同に利用しようという話を日頃からさせていただいております。ですから今後やっぱり町長、議長等においては特に機会が多いわけですね。阿蘇郡市の阿蘇地域の町村長会、阿蘇郡市の市町村議会議長会、町村議長会等がございます。その場でやっぱり部門ごとの広域権じゃないんですが、共同利用権というものを考えていくような提案をやっていただきたいと。議会としても今後はそれに対して行政区は違っていても、やっぱり住民の皆さんたちが要望するものであるならば、高森になれば南阿蘇のものを利用させていただけるように、南阿蘇村と一緒に待遇で利用していただけるように持ちかけていきたいなと私は個人的に考えております。ですから、町長、議長のほうにもお願いをいたしますけれども、その点について十分今後働きかけのほどをよろしく願いますし、協議のテーブルに今後そういう問題が乗ってくるように、問題提起のほうもお願いをしたいと思っております。

それと、あと一つなんですけど、今まで温泉入浴券の助成をいたしておりました。その際に高森の高齢者の方たち 70 歳以上ですから、高齢者の方たちが瑠璃温泉、四季の森、南阿蘇の温泉を利用する際に、やっぱり交通の利便性を言われております。町民バスについては町内循環であり、産交バスについては幹線道路であります。そのために、車の免許を持ってないとなかなかそれぞれ南阿蘇の温泉館を利用するものがしづらい、そういうふうなお話を聞きました。南阿蘇村のほうもふれあいタクシーで、南阿蘇村から高森町の役場のほうまでバスが来ます。私たちのほうは高森から出ていかないわけで、高森から出る分については全て産

交バスでございます。そこで、今後公共交通網の作成の中で、やはり観光も一緒なんですけれども、交流センターを中心に皆高森町の人たちが高森にない施設、高森、南阿蘇村の温泉館であったり、あそ望の郷であったり、そういうものを利用できるように交通網を共同で考えていただく。そして、南阿蘇村西原のほうからは高森町の商店街、商工会等をフルに利用していただけるように、そういうふうな相互交流の公共交通の話し合いを私はしていただきたいというふうに思っております。その点について町長の今後の活躍を見させていただきたいと思っておりますけれども、その点について町長の気持ちを一言、今回の廃止に伴う将来についての組み立てとしてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員から二つの提案をいただきました。後藤議長と一緒に今後温泉券等も含めた南阿蘇村との連携を果たせるようなそういう提案を、やはりやっていってテーブルをつくるような努力をしてみたいと思います。

それと、もう1点。地域公共交通につきましては、今おっしゃったとおりでございます。多くの自治体でオンデマンドタクシーだったり、乗り合いだったりいろんなふれあいバスだったりある今組み立てているところでございますが、当町も南阿蘇鉄道の復旧に伴う高森駅周辺計画の中で2次交通の充実ということをしっかり掲げておりますし、町の中の交通の充実プラス今おっしゃった南郷谷全体のその交通網の提案も、南阿蘇鉄道のこの沿線計画の中にも文言で入っております。言葉で入れるだけではなくて、私の任期中にしっかりそこが進んでいけるようなことをやってみたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導アドバイスのほどよろしく願いいたしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。30分から始めたいと思います。

—————○—————

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 30 分

—————○—————

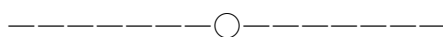
○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き会議を行います。

—————○—————

○議長（後藤三治君）ここで日程第 4 で同意いただきました、副町長に選任されました服部信一郎さんがお見えでございますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○（服部信一郎君）おはようございます。誕生日が 7 月 5 日でございます服部でございます。貴

重な時間をいただきまして御挨拶の機会を賜りましたこと、議長初め議員の皆様方にまずもって御礼申し上げます。また先ほど副町長選任の同意をいただきまして、ありがとうございます。非常に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この高森町は、草村町長先頭に議会それから行政一体となって、熊本地震からの復旧復興に向けて着実に歩みを進めてこられ、現在はその次のステージへということで、新たな高森町へと取り組みを進めておられます。そうした中で、2年前に県から現在の副町長でございます本田副町長が着任いたしまして、次の世代に誇れる高森町をとということで、取り組みを加速させるために行政体制の整備あるいは強化、それから地域活性化への取り組みをあらゆる場面で取り組んでこられました。そうした中で私がその後で引き継ぐというところでかなりハードルは高くなってございますが、もとより微力ではございますが、2年間の高森町での経験も踏まえながら、まず草村町長をしっかりとお支えし、町政の発展に尽くす所存でございますので、議員の皆様方の御指導、それから御鞭撻よろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。



日程第 1 1 議案第 1 3 号 高森町地籍調査推進員設置条例等の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第 11、議案第 13 号、高森町地籍調査推進員設置条例等の一部改正に

ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。議案第 13 号で御提案いたしました高森町地籍調査推進委員設置条例等の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。この改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されることとなり、関連する条例の改正を行うものであります。その概要につきましては、臨時非常勤から会計年度任用職員への名

称の変更、会計年度任用職員の給与規定の設定、勤務時間休暇等の規定の設定等であり、関連する条例が複数あることから、一括して一部改正を行うものであります。以上御説明いたしました。御審議いただき御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第13号、高森町地籍調査推進委員設置条例等の一部改正についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、高森町地籍調査推進委員設置条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 高森町課設置条例の一部改正について

日程第12、議案第14号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君）議案第 14 号で御提案いたしました高森町課設置条例の一部改正につ

いて、提案理由の御説明をいたします。本年 4 月 1 日から各課の分掌事務についての移動を行うために、条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、まず総務課の分掌事務とされておりました出張所に関する事項について、住民福祉課の分掌事務とすることでございます。このことにつきましては、町長の 3 期目の政策集であり、住民視点に立った行政経営の実現に基づき利便性の高い行政サービスを実現するため、現在本町窓口とほぼ同じ窓口業務を行っている両出張所について一本化し、連携したすばやい行政サービスの提供を実現するため、住民福祉課の分掌事務運営と移管させるものでございます。このことにより業務での情報共有が強化され、さらなる住民サービスの向上が図れるものと思われま

す。次に、これまで建設課の事務分掌としておりました農地等の災害復旧に関する事項につきまして、現状で事務処理を行っております農林政策課へ移管するものでございます。以上御説明いたしました

が、御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

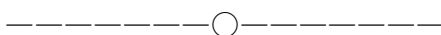
これから、議案第 14 号、高森町課設置条例の一部改正についてを採決します。本案につ

いて原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって議案第14号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第15号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

○議長（後藤三治君）日程第13、議案第15号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君）議案第15号で提案いたしました高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正につきまして、提案理由を説明申し上げます。基金条例の対象事業としまして、第2条で現在五つの事業を掲載し、寄附を受け付けております。令和5年、2023年の夏頃には南阿蘇鉄道の全線復旧が決定されたことに伴いまして、南阿蘇鉄道への支援を明確化するため、今回熊本地震で被災した地域を支えるローカル線南阿蘇鉄道の全線復旧支援事業を追加するものでございます。当対象事業を目的に寄附いただきました寄附金で、高森町が熊本地震により被災した南阿蘇鉄道の運営支援等を行うことを目的としております。条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があります。以上今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。これで説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 1 6 号 高森町保育所条例の一部改正について

○議長（後藤三治君）日程第 14、議案第 16 号、高森町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯実君）議案第 16 号で御提案をいたしました高森町保育所条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。子ども子育て支援法改正によりまして、令和元年 10 月 1 日から対象年度の 4 月時点で満 3 歳以上の児童及び住民税非課税世帯の園児に対しまして、保育料が無償化となりました。この支援法改正によりまして、保育料から副食費が除かれました。これは個人負担でございまして、月 4,500 円が発生することから、町立保育所分の副食費の納付義務に係る改正でございます。新旧対照表をごらんください。改正前では保育料のみの記載でございますが、副食費の納付義務が加わったことに伴いまして、改正後は保育料等と改正するものでございます。以上御説明を申し上げましたが、この条例を改正するためには地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるため、御提案を申し上げます。御審議をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 15 議案第 17 号 高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤三治君）日程第 15、議案第 17 号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯実君）議案第 17 号で御提案をいたしました高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。今回みなし支援員、これは本来は保育士や教諭の資格を持ち、かつ県が実施する研修の修了期間が令和 2 年 3 月 31 日にかかる経過措置が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了するため、制度改正により町の責任と判断のもと、その期間を延長することが可能となり、本町の実情を考慮しまして、認定資格研修を修了していない者であっても、令和 3 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。

新旧対照表をごらんください。第3条に施行記述の記載を行っており、第4条に延長期間を記載いたしました。以上御説明を申し上げましたが、この条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため、御提案を申し上げます。御審議をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君）課長すいません。今条文で3条と4条と言いなさったでしょ。私どもは1条と2条しかない。

○住民福祉課長（佐伯実君）すいません。ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。第1条に条例の施行規則を記載しておりまして、第2条については延長期間を記載しております。どうもすいません。よろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって議案第17号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第18号 高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について

○議長（後藤三治君） 日程第 16、議案第 18 号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） 議案第 18 号で提案いたしました高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の一部改正は、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及び高森町一般職員の給与に関する条例の改正に伴うものであり、また、外国語指導の業務に従事する職員の報酬月額に関するものであります。なお本条例は、平成 27 年度に語学指導を行う外国青年招聘事業、通称 J E T プログラムの規定を参考に制定されております。現在、この業務に従事しているミッシェル・ホリデー・リン氏は平成 27 年 8 月から同職に従事し、引き続き職務の継続を希望しており、また、町立学校の現場においても引き続き語学の指導の要望があることから本条例を改正し、事業を継続するものであります。条例を改正するためには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるため、本条例の改正について提案いたしました。以上条例の一部改正の内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

以上です。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。6 番 芹口誓彰君。

○6 番（芹口誓彰君） 今回の改正では、外国語指導助手の 2 分の 1 付けがこれまでの地方公務員法の特別職の職員から会計年度職員にするものでありますけれども、同じ会計年度職員としながらも外国語指導助手については給与ではなくて、報酬というようなことで支払うという

ことになろうかと思いますが、報酬ということで支払うことになった理由は何かお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君）6番、芹口議員の御質問にお答えさせていただきます。今

回、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計任用職員に分類されます。今回の外国語指導助手につきましては、勤務時間が1週間を35時間ということでパートタイム職員というくくりになりますもんですから、パートタイム会計任用職員のほうに入ります。この給与につきましては、この条例の中に定められておまして、その条例の中には報酬及び期末手当ということで明記がしてございます。

それから、今回条例改正に上がっております高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正、先ほど総務課長から説明ありましたが、その中の20条に別に条例で定めるという規定がございまして、それに基づきましてこの条例を改正するものでございます。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑は。6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）今の答弁では、別に給与でも構わないというようなことでいいわけですか。報酬でなくて給与を定めていいということになるわけですか。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長 馬原恵介君。自席からお願いします。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君）自席から失礼いたします。外国語指導助手の報酬及び費用弁償条例に関する条例におきましては、一応報酬となっておりますので、給与ではなく報酬ということで支払う予定でございます。

○議長（後藤三治君）6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）報酬の額が28万から30万というようなことで任命権者が定めるというこ

とになっておりますが、幅広い金額でございませけれども、これはやはり1年1年ベースアップか何かをするためにこういった幅を持たせた規定ということになるわけですか。

○議長（後藤三治君）教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君）先ほど説明の中でも申し上げましたが、この条例がJETプログラムというプログラムの手引きを基本に作られておりまして、その中では来日後の年数に応じて給料を変えるという明記がありますものですから、それに準じて町のほうも今まで運用されていたようでございます。今からもそれを運用していく上で、今回上限を定めておかないと不都合が生じるということで、上限を定めたということでございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから議案第18号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りしたいと思います。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（後藤三治君）午後1時から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第17 議案第19号 令和元年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第17、議案第19号、令和元年度高森町一般会計補正予算についてを

議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第19号で御提案いたしました、令和元年度高森町一般会計補正予算

第7号について、御説明を申し上げます。今回の補正は令和元年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ5,215万6,000円を減額し、予算の総額を53億3,834万8,000円とするものでございます。2ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明をいたします。第1款町税につきましては、現時点での収入見込み額を6,594万3,000円増額いたしました。続きまして第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。続きまして、3ページをごらんください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億1,787万1,000円減額いたしました。第22款町債につきましては、後で概要書で御説明をいたしますが、学校教育施設の整備に係る地方債を3,380万円増額いたしま

した。4 ページをお開きください。歳出全般にわたりまして必要経費の最終見込みにより、減額補正をしておりますが、一部追加の補正をしております。追加している事業の詳細につきましては、後ほど概要書を用いて御説明を申し上げます。6 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。7 ページをごらんください。第 3 表債務負担行為の補正につきましては、25 項目を追加いたしております。このうちの 1 番から 10 番までの項目については、令和 2 年度の 1 年分を計上いたしました。11 番以降の項目はそれぞれの期間にかかる限度額を計上したものでございます。続きまして、8 ページをお開きください。第 4 表地方債補正につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校教育施設の整備に係る借入予定額を計上いたしております。

最後に歳出予算の中で今回追加しております事業の詳細について、概要書を持って御説明を申し上げます。補正予算概要書の準備をよろしくお願いいたします。概要書の右上のページ数でいつものように進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。1 番の国と県の補助活用事業でございますが、農山漁村の地域整備交付金について御説明をいたします。阿蘇山第 1 火口の噴火により著しい被害を受ける恐れがある地域を対象として、活動火山特別措置法に基づいた降灰対策を実施する事業であります。本町も対象となりましたので、補助額 400 万円を計上させていただきました。具体的には農家三者以上が受益者となるビニールハウスの更新を支援するもので、今回 13 件が要件を満たしているため、予算を来年度に繰り越して実施する予定としております。国の補助事業活用予定でございますが、補助率が 2 分の 1 となっておりますので、残りの分は受益者負担となりますので、町の負担というのはございません。

続きまして 2 番でございます。ギガスクール W i - F i 環境整備事業について御説明をい

のでございますけれども、具体的にはどのような事由によって年度内に支出が終わらないような恐れが出てきたのか、理由についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君） 総務課財政係長 代宮司猛君。

○総務課財政係長（代宮司猛君） 芹口議員の御質問にお答えします。補正予算書の6ページのほうをごらんください。第2表繰越明許費補正というところで、今回の繰越明許費を計上しております。上から順番に南阿蘇鉄道の新駅の整備の基本設計業務ということで、こちらは6月補正で上げていたと思いますけれども、契約がちょっとさまざまな要因がありまして契約を結ぶ期間が遅くなりまして、年度内に完了しない見込みであるということで、今回計上しているものでございます。

次の母子保健情報連携システム改修事業でございますけれども、これは健康推進系の事業になりますけれども、マイナンバーと連携する関係の事業でございます。そちらの予算は9月ぐらいのたしか予算で上げたと思うんですけれども、そのシステム改修をするにあたり、事前に今あるRKKコンピューターサービスとやってるシステムがあるんですけども、そのシステム改修をする必要が出てきたということで、それが終わらないとマイナンバーの改修ができないということで、ちょっと時間的に年度内に改修が難しいということで今回繰越明許費で上げております。次の横山第2は、後で課長、お願いします。続いてその下の農山漁村地域整備交付金ですけども、こちらは概要書で示しました降灰対策の事業になります。これは最近降灰関係でその対応ということで補助がついておりますので、その関係で年度内に終わるのが難しいということで計上させていただいております。続いて道路等整備事業ですけども、これは建設課の土木関係の道路の事業になります。こちらちょっと今年度中の執行完了が難しいということで計上しております。次の緊急自然災害防止対策事業、こちら河川の事業になりますけれども、こちらちょっと年度内の完了が難しいということで計上しております。

続いてその下が町立学校のギガスクールWi-Fi環境整備工事、その下の災害バルクは先ほど町長が申しあげましたけれども、こちらも国の経済対策でついた事業になりますので、今から実施するという所で年度内の完了が難しいというところで計上しております。

また、その下が介護基盤緊急整備特別対策事業でございますけれども、こちらは公民館の改修の事業の部分になっておりまして、高森自然学校の分になります。こちらも年度内に終わるのが難しいというところで今回計上しております。その下が公共土木施設の災害復旧事業ということで、こちらが災害復旧関係の事業なんですけれども、こちらも年度内の完了が難しいというところで報告を受けておりまして、今回繰越明許費で計上しております。以上になります。

○議長（後藤三治君）農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧久君）農林水産業費、農業費の横山第2地区用水路整備事業の繰越につ

いて、御説明を申し上げます。まずこの入札につきまして最初に入札をした結果、不調に終わりました。それで次の指名替えをしまして、2回目の入札というふうになった理由がもう一つの理由でございます。また現場が大変厳しいところございまして、モノレールを使用している機材の運搬あたりがあります。河川も横に通っております関係で、2月の雨が多かった関係もありますし、そういった関係でやむを得ず繰り越すというふうな事態になったわけでございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）こんにちは。建設課の道路整備につきましては、以前から繰越が慢性

化しているような状態でございます。一つには交付金を先行して先に獲得して、そして整備をするというところなんです。あと三、四本まだ入札が終わってない部分がございますが、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。それともう1回臨時議会をお願いしたい

と思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君）6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）国や県の補助金の都合によって繰り越さなければならないということであれば仕方がないというふうに思いますけれども、やはり当初設計が不十分で設計変更等余儀なくされて繰り越したり、あるいは業者の都合等によりまして繰り越したりすることがないように、やはり年度内に完成をして事業効果が早く発揮できるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。また農林政策課長ですか。そのような理由であれば、入札後にいろんな事情が生じて繰り越すということになれば、事故繰越というような方法もあろうかというふうに思いますし、いずれにいたしましても早く年度内に完成するような取り組みをひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第20号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第18、議案第20号、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） こんにちは。議案第 20 号で提案いたしました令和元年度高

森町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正を第 1 条で歳入歳出予算の総額から 2,008 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 886 万 2,000 円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7 ページをお開きください。1 款国民健康保険税につきましては、1 目一般被保険者国民健康保険税を 1,068 万 4,000 円減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税を 113 万 6,000 円減額しております。直近の保険税課税額及び収納率を勘案し算出して見込んだものでございます。8 ページをお開きください。5 款国庫支出金 2 項 6 目国民健康保険システム改修補助金を 124 万 1,000 円減額しております。2 年計画の補助事業で、減額分は当初予算に計上しております。6 款県支出金 1 項 1 目保険給付費交付金を 1,100 万減額しております。医療費に係る普通交付金でございます。10 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金を総額で 244 万 1,000 円減額しております。9 ページをごらんください。12 款 4 項雑入として、第三者納付金、被保険者返納金により総額で 692 万円増額しております。

続きまして歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10 ページをお開きください。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費をシステム改修委託料などで、149 万円減額しております。2 款保険給付費 1 項 2 目退職被保険者等療養給付費を 1,100 万円減額しております。11 ページをごらんください。同款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費を 200 万円増額し、退職被保険者等高額療養費を 200 万円減額しております。12 ページをお開きください。6 款保健事業費 2 項 1 目特定健康診査費等事業費を 413 万円減額しております。10 款予備費につきましては、予算の調整を行っております。以上、今回提案しております補正予算の主なものに

ついてその概要を御説明いたしました。御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。御説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 19 議案第 21 号 令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第 19、議案第 21 号、令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん）議案第 21 号で提案いたしました令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正を第 1 条で歳入歳出予算の総額に 163 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,869 万 6,000 円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6 ページをお開きください。1 款 1 項 後期高齢者医療保険料を 211 万 7,000 円増額しております。各節の補正につきましては、そ

れぞれ見込額による補正を行っております。

続きまして歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。7 ページをごらんください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績見込みにより 163 万

6,000 円増額しております。5 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。以

上今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議の上御承認いただき

ますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 22 号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第 20、議案第 22 号、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算に

ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん）議案第 22 号で提案いたしました、令和元年度高森町介護保

険特別会計補正予算第 4 号につきまして、提案理由を説明申し上げます。予算書の 1 ページ

をお開きください。歳入歳出予算の補正を第 1 条で歳入歳出予算の総額から 2,439 万 2,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,770万1,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。保険給付費が見込みより減少したことによる補正でございます。7ページから8ページをごらんください。3款2項国庫補助金を総額で780万円減額、4款支払基金交付金を総額で1,171万1,000円減額しております。5款県支出金1項1目介護保険給付金を305万6,000円減額しております。9ページをごらんください。6款繰入金を総額で121万3,000円減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開きください。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費を500万円、2項介護予防サービス等諸費を360万円減額いたしております。11ページをごらんください。同款6項特定入所者介護サービス等費を400万円減額いたしております。見込みによる減額を行っております。12ページをお開きください。5款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費を360万円減額いたしております。要支援認定者の減少により、見込みによる減額を行っております。13ページをごらんください。6款基金積立金を2,000万1,000円増額いたしております。

歳出の説明で減額が多く見られますが、平成28年度から平成29年度の伸び率等を考慮して第7期介護保険料の増額を行い、給付費を見込んでおりましたが、令和元年度におきましては幸いにも想定したほど伸びがなく、基金積立を行うものでございます。8款予備費につきましては、収支の調整を行っております。以上今回提案いたしております補正予算の主なものについて概要を御説明いたしました。御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 21 議案第 23 号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第 21、議案第 23 号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予

算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）議案第 23 号で御提案いたしました、令和元年度高森町簡易水道事業特

別会計補正予算第 4 号について御説明をいたします。今回の補正は既定予算総額から歳入歳出それぞれ 768 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,473 万 1,000 円とするものでございます。4 ページをお開きください。第 2 表地方債補正につきましては、地方債事業の事業費確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。7 ページをお開きください。第 1 款使用料及び手数料以下第 6 款諸収入までの各項目につきましては、見込額と現計予算との調整によりそれぞれ減額をしております。第 7 款地方債につきましては起債事業の事業費確定に伴い起債額が決定しましたことにより、減額補正を行っております。

次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。最後の 8 ページをお開きください。第 1 款水道費一般管理費におきまして第 13 節委託料につきましては、前原のボーリング電気探査の入札残や、水道施設点検の変更に伴う減額により補正を行っております。第 27 節公

課費につきましては、前年度起債工事にかかる消費税の還付によるものでございます。その他の項目につきましては年度末に向けて見込み額よりそれぞれ調整を行っております。また第4款予備費につきましても、予算調整により増額を行っております。

以上今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明しましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第24号 令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第22、議案第24号、令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）議案第24号で御提案いたします令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。今回の補正は既定予算総額の増減はなく、歳出予算内の増減により予算調整を行っております。6ページをお開きください。最後のページになります。第1款農業用水費の管理費につきましては、賃金の減額により補正を行っ

ております。また予備費につきましては、予算調整により増額計上を行っております。以上
今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審
議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 23 議案第 25 号 令和元年度高森町鉄道路経営対策事業基金特別会計補正予算につ
て

○議長（後藤三治君）日程第 23、議案第 25 号、令和元年度高森町鉄道路経営対策事業基金特別
会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進
課長田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君）議案第 25 号で提案いたしました令和元年度高森町鉄道路経営対策
事業基金特別会計補正予算第 3 号につきまして、提案理由を説明申し上げます。1 ページを
お開きください。第 1 条で既定の予算から歳入歳出それぞれ 164 万 5,000 円を減額し、予算
の総額を歳入歳出それぞれ 5,433 万 8,000 円とするものでございます。6 ページをお開きく
ださい。歳入予算について説明申し上げます。第 1 款財産収入第 1 目利子及び配当金につき

まして、実績により自治体基金利子を 12 万 2,000 円減額しました。第 2 款繰入金につきまして、基金繰入金として、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業分の国及び県補助金の額の確定によりまして、152 万 3,000 円を減額しました。

続きまして 7 ページ、歳出予算につきまして説明申し上げます。第 1 款事業費 19 節負担金補助及び交付金につきましては、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金として 152 万 3,000 円を減額しております。内容の主なものにつきましては、枕木交換等の事業実績によるものでございます。25 節積立金、12 万 2,000 円を減額しました。これは自治体基金利子の確定によるものでございます。以上今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者]あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 24 議案第 26 号 令和 2 年度高森町一般会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第 24、議案第 26 号、令和 2 年度高森町一般会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第 26 号で御提案いたしました令和 2 年度高森町一般会計予算について御説明を申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。今回提案しております歳入歳出予算の総額は 51 億 200 万円となっております。予算書の 7 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為につきましては、今回予算計上している地域おこし協力隊の車両及びパソコンのリース料や町史編纂等、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて期間と限度額を設定するものでございます。8 ページをお開きください。第 3 表の地方債につきましては、令和 2 年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を 6 億 3,160 万円に設定いたしました。借り入れの主な理由といたしましては、何といたしましても防災無線デジタル化に伴う工事の 2 年目でございます。その経費や高森駅周辺再開発の経費、道路関係の経費に係るものとなります。

続きまして、予算の概要について御説明を申し上げます。予算書とは別に、当初予算概要書と事業ごとの内容を取りまとめた別紙、費目ごとに取りまとめた資料編をお配りをさせていただきました。別紙及び資料編につきましては、時間の都合上割愛させていただくところもでございます。概要書の主な部分について御説明を申し上げたいと思います。

1、当初予算概要書、当初予算の編成にあたってをお開きください。本町の財政状況はここ数年地方債残高の減少や財政調整基金の堅調な推移等により比較的安定している状態ですが、これまで減少を続けてきた公債費は、情報通信基盤整備や熊本地震からの復旧復興などの地方債元利償還が本格化することにより、横ばいから増加に転じる見込みとなっております。そのため、さらに国県補助事業と町の施策をリンクさせる、ふるさと納税制度の更なる活用、そして税及び料の適正な徴収により自主財源を確保することで、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう考慮しながら、予算編成に当たりました。前年度の当初予算と比較いたしまして、5 億 8,700 万円の増額となっておりますが、まず前年度は骨格予算で

あったということが1点と、先ほど申し上げましたように、デジタル防災行政無線が主要因として増えた要因として挙げられるところでございます。なお本概要書とは別にお配りしております資料編にそれぞれ増減要因を記載いたしておりますので、そちらもあわせて御確認をしていただければというふうに思います。

そして5番目の町債残高の推移というところで、今回は、臨財債、臨時財政対策債を除く形でグラフ化をさせていただきました。こちらに記載しているとおり、町道整備事業やデジタル防災行政無線整備により、平成23年度以降は横ばいで推移してきた残高が今後増加に転じる見込みになっております。引き続き町債の残高に注意しつつ、交付税措置の大きな地方債を貴重な財源としてとらえ、効果的に活用してまいりたいというふうに思っております。

続きまして6番の財政調整基金残高の推移をごらんください。平成27年度末に基金残高は過去最高額となりましたが、28年の熊本地震や経常的経費の増加に伴い減少傾向にありましたが、令和元年度末は増加する見込みでございます。今後も突発的な災害対応分として一定額は確保しつつ、将来を見据えながら有効に活用する必要があるというふうに考えております。御理解されてると思いますが、ふるさと納税等の基金は別、これには入っておりません。

続きまして7番の引き上げ分の地方消費税充当経費をお開きください。これは平成26年4月に消費税が8%に引き上げられたときの増額分の3%は、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされております。また令和元年10月に10%に引き上げられた部分も、同様になります。令和2年度当初予算では引き上げ分の地方消費税交付金を6,000万円と見込んでおり、赤枠で囲んだ形で充当予定としております。入湯税の用途の状況についてごらんください。8番でございます。令和2年度ではこちらに記載どおりの計画となっており、左側に事業費、右側に事業費の財源内訳、補助金名や起債の種類等を明記しております。以上、

令和2年度当初予算の概要について御説明いたしました。

続きまして先ほど申し上げました別紙のほうでございます。またその次に資料編がございますが、各議員さん御質問があられると思いますので、この中からでもお聞きになられたいことは質問していただき、お答えをしてみたいというふうに思っております。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2番 津留です。町道の維持管理それから新設改良計画書が上がっていますが、今後の町道の改良については検討委員会を開いて、優先順位を決めていくということでしたが、今現在の取り組みの状況と今後もその優先順位の公表の仕方を一般町民の方に向けて町道の優先順位をランキングにして出されるのか、そこを伺いたいと思います。何しろ各地域の方からそれぞれの要望が出てるとは思いますが、いつになったら地域の町道が改良できるのか、ある程度用途が分かればそれなりの対応も地域として出来るので、ぜひお聞かせいただきたいという要望がありますのでその辺をお答えをお願いします。

○議長（後藤三治君）建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）ただいまの2番 津留議員の御質問にお答えいたします。町道の見直し計画は令和元年度からの2カ年計画で、2年度をもって終了予定しております。今全路線抽出作業している最中でございます。それは人口の比率であったりとか、いろんな面でもとらえてやっているところでございます。最終的に抽出した後は、施設でありますので、あり方検討委員会等でも議員さん全員入っていらっしゃいますので、そこで御提案申し上げてやるところでございます。ただ廃止とかなかなか難しいところがございますので、農道あるいは林道という形の変更という形は今後とっていく予定でございますし、当然住民の方にもお知らせ

せをしていくところでございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君）2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2年間かけて検討を進めていくということで、最短でも2年間は見直しの結果が出るまでは待ってくれということで、そういうふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（後藤三治君）建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）当然維持するに当たっては大変整備をしなければいけないところもございまして、それは今までどおりやっていくところでございます。ですので、優先順位というか必要ルートを見直すということでありまして、維持につきましては今後もそのまま継続して続けていきます。ただ新設の陳情に関しましては編成後という形で住民の方には申し上げているところでございます。

○議長（後藤三治君）ほかに、質疑はありませんか。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）津留議員の御質問に東課長がお答えしたとおりでございますが、1点再度議場で御確認をしていただきたいのが、国の方向性、県の方向性で国土強靱化計画というのを自治体が作成しなければいけない、そして今例えばで言いますと前原西原線、片山下山ほか須坂尺司線等々、国の社会整備資本交付金事業に載っております。この事業が今後国土強靱化計画を作っていないとその事業に載らない可能性が極めて高いというところでありまして、その間どうするのかと議員がおっしゃるようになりますが、議員がどう感じられてるかというのはそれぞれの感じ方だと思いますが、草村町政になりまして平成23年以降、多分今までのスピードの倍ぐらいのスピードぐらいで、実は要望を国採択事業に持ってきておりました。ただし、先ほど補正予算のときに芹口議員から御指摘そしてアドバイスがありましたように、交付金を補助金を先にとるというやり方で確定しておりましたので、やはり繰越繰越になってまいっております。つまり事業が追いついてきてないというところですので

国といたしましても、県といたしましても、どんどん予算をとってこられるのはいいが、やはりそこをしっかりと合わせていただきたいというのは、これは指導の中でも入っているところでございます。ですので、今後その間の間にこの2年間、つまり後1年間の中で新しい新設をやるというのは建設課としてはどうかなというところがあるかと思いますが、例えば経済対策補正が令和2年度に出た場合、もしくはどうしても緊急的にやらなければいけない拡幅であったり修繕であったりする部分は、補正予算で議会の皆さんにお願いをして対応してまいりたいというふうに思っております。

もう1点、この社交金の制度が仮にパッケージが変わったり充当率が変わったりした場合にはどうしても議員さんからの要望があるとするならば、単独で町全額負担でやれば、道路というのは出来ます。ただ、そのやり方を平成23年以降ほぼほぼやりやってきましたなかったというところですので、地域の皆様の要望というのは叶えてまいりましたが、ここで1回しっかり見直して新しい国土強靱化計画に基づく社会資本整備交付金事業というところにチャレンジしていくための計画づくりという位置づけですので、この1年間はそこをしっかりと発表できるように、また検討委員会で揉んでいただけるような、そのようにして最終的に答えを出したいというふうに考えております。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番 佐伯でございます。令和2年度の当初予算でございますから、皆さんたちが令和元年から今年にかけていろいろとやっぱり社会情勢変わっておる中で、今年はどうなるんだろう、町はどうするんだろうと、どういう事業するんだろうということに関心を持っておられると思います。以前私は歳出予算いろんな事業をチェックをしてまいりましたがけれども、今回は予算書が来るのもちょっと遅かった関係で、ちょっと歳入部分のほうで財政のほうを含めて御質問をしたいと思っておりますが、まず歳入を何で今回言わせてい

ただかかっていうのは、平成30年度の決算が昨年行われまして、今日は代表監査委員さんも御出席でございますが、経常収支比率が90.7%ということで決して良好な状態ではないから、引き続き緊張感を持って予算の編成にはあたってくださいという指摘がございました。昨年からの働き方改革の中で、会計年度職員の制度で要するにフルタイムであったり、パートタイムであったりということで、経常的経費が今後増えてくると。そういう中において、当初の段階で経常的経費をある程度見越した中で、収入の予算立てが適当であるのかなのかということの検証をどの程度されたかということを知りたいわけですね。

通常歳入をする場合においては、地方交付税、町税、地方消費税等の収入においても県支出金、国庫支出金等それぞれ歳入でございます。しかしながら、今まで私は草村町長になってからは本当にトップセールスをやっている程度裏づけをされてやってこられた関係で、それに大体近い状態で歳入はやってきておられますからいいんだろーと思います。今みたいにコロナウイルスで日本全体が閉塞的な状況にある。そうすると、やはり町税等についても影響が出てくるだろうと思います。そしてまた、意外なところに国家予算を投じなければならなくなってきた場合において、国庫支出金においてもある程度の見込み減というものもやっていかなければならないわけなんですけれども、そういう意味からして今回の予算編成上で経常収支比率を単純にどの程度まで抑えた状況で予算を構成されたのか。それと地方交付税にしろ、町税にしろ、現年対比でいくとそれほど厳しい読みではないような気もいたしますけれども、その点について私は当初予算というものは町長のやっぱり政策的要求に対して肉付けをしていって、住民の福祉の向上に当たっていくというのが目的でありますから、それも踏まえながらやっていく上においては仕方ないこともあると思うんですが、ただ、それをすることによって、本来の弱者対策が途中で取れなくなってしまうということを恐れるわけがあります。ですから、そういうことがないためにはある程度背伸びをした状態で予算を

編成するのでなくて、余裕のある状態で予算を編成していかなければならないと私は思っております。ですから、その辺についての編成上の留意点を教えていただきたいと思っております。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10 番佐伯議員の質問にお答えいたします。まず歳入について、ちゃんと正確に歳入を見込んでいるかっていうことです。大きくはないかっていうことの質問でよろしいですかね。歳入について大きな項目として普通交付税と特別交付税、そのようなものがあります。あと臨時財政対策債ですね。それぞれ令和 2 年度分につきましては、普通交付税で 7,000 万円、特別交付税につきましては 5,000 万円の増額を見込んでおります。臨時財政対策債につきましては、これは交付税の振替財源ということで、後年度交付税で 100% 見てもらえるんですが、この分につきましては地財対策の説明を受けて 2,000 万円の減としております。交付税の増につきましては、地財対策の説明によりまして、その部分のパーセントで見込んでおります。それと特別交付税につきましては、地域おこし協力隊、その分が入ってきます。地域おこし協力隊の分を人員が増加するというので見込んでおります。あと、経常収支比率ですね。これは自治体の財政の 1 番要となる指標であります。これは決算統計ですね。そういうところで見込んでおりますので、当初予算の査定の段階である程度避けるところで見込んでおります。詳細につきましては財政係長のほうが数字的には出しておりますので、財政係長のほうから説明をさせたいと思っております。

○議長（後藤三治君） 財政係長 代宮司猛君。

○財政係長（代宮司猛君） 10 番 佐伯議員の御質問にお答えします。まず経常収支比率をどのくらいで見込んでいるかっていうことですがけれども、正確に試算しているわけではないんですけれども、大体大まかに 90%程度見込んでおります。昨年平成 30 年度の数値が 90.7%と先ほど言われましたけれども、大体同程度で推移するものかなというふうに考えております。

また、今回金額として大きく上がっているものとして、防災無線とかの整備もそうなんですけれども、そのほかにふるさと納税関係の経費というのがすごく上がっています。これは寄附金を3億で見込んでいるっていう部分があります。そのほかには、集落支援員を増やしている分とか、あとは地域おこし協力隊を増やしている分っていうのがあります。ただこちらの経費は、臨時的経費という形で考えておりまして、経常収支比率は経常的な経費の部分で考える事になりますので、その増額分というのは経常収支比率には影響しないというふうに考えております。

○議長（後藤三治君）10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番佐伯でございます。歳入の総括の欄を見ても、やはり今回の補正予算で書かれてある金額等を参考にしてみると、今回の本年度予算の予算額というものがそれぞれ項目別に見ると、ちょっと窮屈なような気がするわけですね。いろいろと考えて肉づけをされたんだろうと思っておりますが、今財政係長のほうから臨時的なものを含んでいないということではありますが、私も臨時的なところは含んでないわけで、定例議会というのがあと6月、9月、12月でございます。その間にも臨時議会等も行われることがあると思うんですが、皆さん方も気づいたとおり、それぞれの議会1年間の内に毎回補正予算であったり、補正予算でいろいろと予算の変更をしたりいたします。そうしたときにあくまでも当初予算というのは完璧じゃないわけですね。やっぱり臨時的なものも出てくる可能性があるから、予算の歳入についてはある程度の余裕が必要じゃないかなというふうに思うわけです。先般の臨時会でもあったように、契約の変更の臨時議会がありました。契約の変更も金額を見ると、当初計画されておった金額ではない。だから要するに増額をしておるといような状況です。そうなってくると増額した分の予算をどこから出すか、そうするとすれば起債を充てなければならない、一般会計を充てなければならないとなったときに、やはり公債費比率、

地方債の起債の状況等もふまれば、ある程度やっぱり予算を立てるときには余裕が必要ではないかという感覚を私は持っております。ただ政治家というものはわがままで、1年間町内をうろうろすると、住民の皆さんたちから言われる、いろんな建設的な要望がございます。それを入れたり、それを要求したりしているうちには町側の協力も必要になってくるわけですから、余りにもその歳入に対して言うのはちょっと気が引けるわけではありますが、しかしながら、予算で今から先の事業の中で変更があるというのはもう間違いなくあるわけです。そうしたときに、そのときの予算を増額するときに増額の予算を持ってくるところがないから安易に起債でとかそういうふうなことは私はできないと思っておりますので、経常収支比率については、やはり前回昨年代表監査委員さんが言われた指摘の中で、年々年々経常収支比率が増えてきておる。その中でまた働き方改革で会計年度職員っていう形で人件費がまた増え、退職もあるから要するに全体的な人件費というものはそこまではないかもしれない。しかしながら、扶助費であったり、物件費であったり、いろいろな維持補修費であったり、突発的な事業というのが出てくるかもしれない。そうなってきたときに90%で設定をして、予算を立てるといふのはいかがなものか。人件費はある程度計画的にいくんだらうが、それ以外については若干の変更が私は必ずあるものと思えば、せめて80%台で最初の予算は私は組んでおったほうがよかったのではないかというふうに思いますけれども、その点については、いかがなものでございましょうか。係長さんよろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君） 財政課長 代宮司猛君。

○財政係長（代宮司猛君） 経常収支比率の話でございましてけれども、経常収支比率っていうのがどういうふうに算定をするかっていうと、経常的な収入とその経常的に払うお金の割合っていう形なんですけれども、うちのほうで経常的な収入というので最も大きいのが普通交付税になります。そこはやはり国の地方財政計画、地財計画っていうやつで、やっぱり大きく決

まってる部分があります。今やはり国の全国どこの自治体を見ても、大体経常収支比率は90%前後で推移しています。というのはやはり国の地財計画自体がそういうふうな制度設計になっているので、どうしてもやはり90%程度で考えないとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（後藤三治君）10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）非常に厳しいですね、財政は。私たちも考えていかなければならない問題だと思います。人件費についても、やはり役場の職員の皆さんたちの給料を抑えていけばいいという問題でもないわけで、いろんな事業をやりながら、そして町の財政は安定をさせていかなければならないということでもあります。ですから、つまりは費用対効果というのが必要になってくるわけで、町長が政策に則って事業をされます。それに肉付けを職員の皆さんたちがされておって、それを執行していきます。そうした中において、ちゃんとやっぱり一つ一つの事業についての検証をしっかりしてもらって、それがどういうふうに町の財政に対して効果を及ぼしていくかということ、やっぱり令和2年度は皆さんと一緒に議会も一緒になって検証していかなければならないと思います。ですから、今回当初予算に載せてある町長の政策集に沿った形のいろんな事業についても、議会、執行部それぞれの独立した審議会等で検証しながら、途中ででもいいから見直せる部分については見直したり、追加する分については追加したりという柔軟性を持った予算の執行というものをお願いしておきたいというふうに思います。私の質問を終わります。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。1番 後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番 後藤です。せっかくですので概要書の別紙もありますから、別紙の中から御質問させてもらいたいと思います。国県補助活用事業2になりますか。集落支援制度を活用し地域に必要な人材を要しますとあります。只今高森町では1人集落支援員として活

動されている方がいらっしゃるかと思います。その人とのイメージとここに書かれてあるミッションというか、いわゆる目的というのが若干質が違うのかなっていう点が気になったというところで質問をさせていただきました。地域の安心安全を守るっていうことに関しての目的は当然あるとして、そのアプローチは違うんで分かるんですけども、例えばこの度このような目的でされるっていうことに関して、きちっとそこが説明できるのかどうかという点と、あともう一つは、単独その他事業で山間地域買い物支援事業がございます。2番に書かれていますけども、地域ごとに体操等憩いの場を推進し介護予防に取り組むと書いてます。これって結構似通ってる部分があるので、例えばこれもセットになって集落支援員さんが動かれるのかどうかというのを説明いただきたいなと思います。

○議長（後藤三治君） 総務課長補佐 今吉輝子さん。

○総務課長補佐（今吉輝子さん） 後藤議員さんの質問にお答えさせていただきます。まず集落支援員制度になりますけども、集落支援員とは地方自治体が地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委嘱するものでございます。また、集落支援員が集落への目配りとして集落の状況の把握、集落点検の実施、住民と市町村間での話し合いの促進等を実施することとなっております。まず今まで委嘱しておりました1人の集落支援員の業務と、事業化しております集落支援員との違いになりますけども、以前の今1名で活動されている集落支援員につきましては、現在地域がどういう状況にあるのか、また地域資源や地域の人材を把握して掘り起こしを行って共有を行いながら、地域外から人を呼び、定期的に地域や人を知ってもらう仕組みづくりを行っております。また、毎回支援につきましては体験プログラムを実施しているんですけども、アンケート調査を行いながら、来られている方のニーズに応えながら、磨き上げを行ってきているものでございます。また今回予算で計上しております集落支援員の制度になりますけども、こちら

のほうは町長の3期目の政策集の挑戦3の目標2、挑戦6の目標2、目標5に基づきまして、健康推進課と総務課、社会福祉協議会の関係する担当職員と協議を重ねまして事業化したものになります。こちらは、現在地域での多様化するニーズ、地域集落の問題解決に挑戦する適材適所対応の実現としまして、今現在行われてます買い物支援のお手伝いといいますか、充実になります。また、高齢者の困り事の解決支援であったり、健康推進員として保健師や民生委員と情報を共有し、見守り活動や生活の支援の充実を図ることとして作り込んでおります。また、地域の細やかな情報の収集、住民健診・特定健診等の受診の勧奨、サロン及び今年度整備を行いました介護予防拠点の新たな取り組みの充実であったり、立ち上げだったりも行うお手伝いをさせていただけたらと思っております。こちらのほうも先ほど財政係長から説明がありましたように、1人当たり350万円の特交措置でありまして、そちらのほうで事業のほうを作り込んでおります。以上、説明を終わります。

○議長（後藤三治君）町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤巖議員の御質問にお答えいたします。今吉補佐のほうが集落支援員ということで、地域振興というところで御説明いただきました。今の支援員さんは下切地区だったり、北部だったり野尻でいろんなことを地域のものを磨き上げてブラッシュアップして、非常に地元からの評判も高いし、他の地域では出来ないこと、市町村じゃ出来ないことをやっていたらと大変私もうれしく思ってます。今回は3期目の政策集に載っていたということを補佐のほうが言われましたので、今追加で御説明差し上げたいんですが、当町はやはりそれぞれの職員さんが、また地域の民生委員さんと社協の職員さん頑張られてこられました。やっぱり数字を見ますと健康というところの部分で、3大成人病だったり、全ての数字を見ますと決してよくはございません、はっきり申し上げまして。ですので、今のやり方ではいけないというところで、住民が高齢化しています。特に山東部は高齢化しています。

買い物支援も含めて今回の介護基盤拠点事業、つまり公民館改修事業、これをしっかり行って楽しく笑いながらでも何かわくわくしながらでも公民館に行けば夏は涼しく冬暖かいと、行けば誰かがいらっしゃって運動されたり、いろんな会話されてるところに行っていた。それをただ電話だったり、メールだったり、何か団体に丸投げではなくて職員がまた保健師さんが、また社協の職員さんも含めて私たちも含めまして、現場に行って現場の高齢者の人と話す、直接そこにいるという仕組みをこの4月1日から徹底して行うための集落支援員制度を使ったそういう人材を今後しっかり投与してまいりたいというところです。単費では人件費出ませんので。特別交付税100%ですから。人材を活用して検診の受診率のアップも含めて、また買い物支援サービスもさらにバックアップができるように、そういうふうな組織図の組織の改正も、編成もやっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤三治君）1番 後藤巖君。

○1番（後藤巖君）先ほど説明を受けましたけども、たしかに地域を輝かす、これは地域に住んでいらっしゃる方々の活力を生むってということにもつながるでしょうし、健康、見守り、サロンで会話する、これは、やはりその人たちの元気っていうものを生み出す力になってくると思いますから、方法はやっぱり違ってもその地域を守る、安全安心に暮らすって部分については、きちっとしていただけたらと思います。

ただ、やっぱり私が1番聞きたかったのは、やり方ってというのは結構いろいろあると思いますから、やはりそういう地域を、住民を守るっていうやり方をするならば、いろんなやり方をその中で共有しながら、地域的なところもいろいろあると思うので、やっぱり共有ってというのは非常に大事だと思いますから、そういうやり方があるってことをきちっと集落支援の中で話し合いが出来たらなというふうに思います。

もう一ついいですか。続きまして単独のその他事業になりますけども、公立日本語学校設

置構想、先進地視察研修ということですから、これはあくまでこれから取り組むという事業になってくるかと思えます。目的として事業内容等も書かれていますけども、大体ちょっと今分かる範囲でいいので、例えばこの学校に入れる年齢層とか、中学レベルとか高校生レベル、社会人レベルとか何かそういう構想がもし分かるのであれば、担当課のほうからもお話をいただけたらと思えます。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 1 番議員の御質問にお答えいたします。現時点の中では外国人の受け入れということの中で漫画家等のクリエイター、そういう人たちを中心に子供とかではなくて、まずこちらのほうに来ていただくクリエイター等を受け入れて、それ以降につきましてはもう少し広がっていくかと思えますので、まずはそういう形で進めていきたいということ考えております。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、田上課長が御質問にお答えになりました。まず研修しに行きたいということはこの北海道の東川町というのはお調べになっていただければわかると思えますが、日本で唯一のたった一つしかない公立の日本語学校を持ってるということと、これは財源がほぼ特別交付税で賄われてると。そして北海道の自治体の中で人口が増えている自治体であると。また同時に、税収もかなり大きい自治体で増えてきた自治体である、そういう取り組みをまずは視察に行きたいというふうに考えております。エンターテインメント業界と連携したまちづくり地域の新産業創出の協働事業の中に、やはり外国人のそういうエンターテインメント業を勉強したい、漫画であったりその他もろもろだと思いますが、そういう外国人を迎えられると同時に必要なのは語学の教室でございます。イメージといたしましては、そこに先ほど田上課長がお答えになりました通常日本語を学びたい生徒が来れば相乗効果に

もなりますし、町といたしましては働き手になったり、もしくは町を発信していただける外国人になるというふうに思っております。目的がない外国人、つまり今の外国人の法律の中で特別に技術を持った人であればいいんですが、それ以外の方の中でも高森に来る目的・目標を持たれている人にしっかり日本語を教えられるようなツール、形があれば、余計定着してまいります。それを公立でやりたいなというところでございます。まず予算措置がしっかりしているということで、国が非常にバックアップをしてくるだろうというところで、まずは先進地を視察したいというふうに思っております。

○議長（後藤三治君）1番 後藤巖君。

○1番（後藤巖君）取りかかりの事業なので、まだ予算的には33万円という一般財源からの持ち出しという事業であります。すごく可能性という部分についてはある事業だと、私の中ではこれを読んだ瞬間理解はしたわけです。実際に地域経済を振興する、どのような年齢の方が来られるかっていうのはちょっと分からなかったんですけども、例えばクリエイターの方が来られる、その中で日本語を勉強しながら、高森町のいわゆる人手不足の解消にもつながる可能性もある、いろんな可能性が恐らくあると思うんです。ですから、ちょっとこれだけはどういう形でどうなのかっていうのは、聞きたくて質問させてもらいましたけども、出来ればちょっと委員会が違うので説明は受けないにしろ、すごく興味がありますから、これから高森町の教育にも関わってくるところもありますので、ぜひともまた機会をもって説明していただけたらと思います。

○議長（後藤三治君）他に質疑はありませんか。

今2番議員が手を挙げておられますが、他におられますか。多いようであれば休憩したいと思います。2番議員さんすいません。一時休憩をして、もう1時間半経っておりますので。今30分ですので、40分から再開したいと思います。

-----○-----
休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分
-----○-----

○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き会議を行います。2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2番 津留です。概要書の単独その他の事業の20番、高森町介護予防地域
支え合い事業についてお伺いします。要介護状態にならないように、未然にいろんな事業を
行って介護予防という形なんです。今包括支援センターそれから保健師さん、そしてボラ
ンティアの方々と協力して事業を行っていらっしゃいますが、内容の1番2番についてはい
いんですけども、3番の短期宿泊サービスそれから4番のデイサービス、これもこれまでど
おり、包括支援サービス保健師さんボランティアの方々と運営していかれるのでしょうか。
それとも、3番4番については、既存の介護施設に業務委託という形になるのでしょうか。
そのところ、お答えください。

○議長（後藤三治君）健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん）2番議員さんの質問にお答えします。短期宿泊サービス、そ
れからデイサービスが単独でやってるのか、それともどこかの既存のサービスを使って委託
してるのかっていうような御質問でよろしかったですでしょうか。短期宿泊サービスについてと
デイサービスについても、既存の施設のほうでお願いしているものです。短期宿泊サービス
については、在宅ではちょっと生活に今後どういう問題が発生するだろうか、少しそういう
サービスを使うことで在宅での生活が可能になるようなその見通しを立てるだとか、そうい
う場合に1週間程度宿泊いただいて、その状況を観察するっていうようなところで利用して
いるサービスになります。

それからデイサービスについても、介護保険とは別に1人暮らしの方とかで、介護認定を受けるまではないんですけども、やはり1人で山間地とかいらっしゃったら目が届かないだとか、入浴の問題だとかそういうことでサービスを使うっていうところで、施設のほうにお願いして行っているサービスでございます。

○議長（後藤三治君）2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君）町の負担減にもつながるとても大事な事業ですので、ぜひこれまで同様に包括支援センター、それからボランティアの方々、そして保健師さん連携して、そしてまた既存の施設とも十分話し合いをされて、問題点の改善に向けて今後とも取り組んでいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第25 議案第27号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第25、議案第27号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん）議案第27号で御提案いたしました令和2年度高森町国民健

康保険特別会計予算について御説明申し上げます。1 ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,059万円としております。前年度と比較しますと94万1,000円の増加となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。7 ページをごらんください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、1億9,870万4,000円計上しております。前年度より784万9,000円の増額を見込んでおります。平成30年度の医療費の伸びと被保険者数の減少により、現在の保険税率等では県が示す納付金に必要な保険税収が不足することから、税率等の改正を見込んだ額となっております。正式な保険税率の改正につきましては、令和元年度の所得が把握できる時点において、国保運営協議会で協議を行い、6月定例会に諮りたいと思っているところでございます。

8 ページをごらんください。6 款 県 支出 金 1 項 1 目 保険 給 付 費 等 交 付 金 を 総 額 で 8 億 429 万 1,000 円 計 上 して おります。保険給付に係る費用や糖尿病等の重症化予防、特定検診受診率向上等取り組みの保険者努力支援、特定健康診査等に対する交付金でございます。続きまして、9 ページをごらんください。10 款 繰 入 金 1 項 1 目 一 般 会 計 繰 入 金 を 総 額 で 9,482 万 1,000 円 計 上 して おります。法定内繰り入れでございます。10 ページをお開きください。11 款 繰 越 金 を 1,000 万 円 計 上 して おります。見込みによる計上でございます。

続きまして歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。12 ページをお開きください。1 款 総 務 費 1 項 1 目 一 般 管 理 費 に つ き ま し て は、国民健康保険事業運営のための事務的経費を2,169万6,000円計上しております。13 ページをごらんください。2 款 保 険 給 付 費 1 項 1 目 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費 と し て 6 億 6,000 万 円 を 計 上 して おります。昨年度の実績から見込んでおります。14 ページをお開きください。2 款 保 険 給 付 費 2 項 1 目 一 般 被 保 険 者 高 額 療 養 費 と し て 1 億 1,520 万 円 を 計 上 して おります。昨年度の実績から見込んでおります。

15 ページをごらんください。3 款国民保険事業費納付金 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分として 1 億 8,460 万 7,000 円計上しております。16 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分として 5,388 万 6,000 円、同款 3 項 1 目介護給付費として 1,954 万 7,000 円を計上しております。いずれも県から提示された金額をそれぞれ計上しており、前年度と比較して 469 万 9,000 円増加しております。続きまして、17 ページをごらんください。6 款 2 項特定健康診査等事業費については、特定健診業務委託料、扶助費と特定健診特定保健指導にかかる人件費等として 1,697 万 7,000 円を計上しております。本年度は特定健診受診率向上を図るため、平成 30 年度から開始しました 45 歳から 70 歳まで、5 歳刻みの節目人間ドックに加え、特定健診未受診者層への対策として、40 歳から 44 歳を対象としたウエルカムドックを開始いたします。またこれにあわせ節目人間ドックでは 4 年間の受診回数に応じた助成費用の見直しを行い、より多く受診していただいた方に助成費用を手厚くいたしております。毎年度継続して受診していただくための対策としてしております。該当者につきましては、新年度になりまして早い時期に通知する予定にしております。多くの方に受診していただきたいと考えております。

以上今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

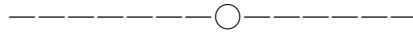
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。



日程第 26 議案第 28 号 令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第 26、議案第 28 号、令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん）議案第 28 号で御提案いたしました令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。1 ページをお開きください。1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,016 万 2,000 円としております。前年度と比較して、1,653 万 5,000 円の増加となっております。これは急激な高齢化に伴う社会保障費の増加を抑制し、後期高齢者医療等の制度運営の安定化を目的として、令和 2 年 4 月から開始されます高齢者の保健事業と、介護予防の一体的事業実施に伴う人件費に係るものでございます。費用は後期高齢者医療広域連合が全額負担し、町からの持ち出しはございません。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6 ページをお開きください。1 款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました額 6,259 万 1,000 円を計上しております。保険料は 2 年ごとに見直され、令和 2 年度が保険料の改正年度となっており、1 人当たり医療費の増加等により変更が決定されております。均等割額が 4 万 7,900 円から 5 万 600 円に、所得割率 9.26%から 9.95%に、また、保険料賦課限度額につきましても、現在の 62 万円から 64 万円に変更されております。3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、事務費負担分低所得者にかかる保険税軽減分として 3,402

万 5,000 円を計上しております。7 ページをごらんください。5 款諸収入 4 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、広域連合からの受託を受け、町が実施しております後期高齢者の健康診査業務、口腔歯科検診業務、一体的な事業実施に係る経費を総額で 1,280 万 2,000 円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。9 ページをお開きください。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、一体的事業実施に係る人件費、後期高齢者医療事業運営のための事務費等を総額で 1,004 万 4,000 円計上しております。10 ページをお開きください。2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合が試算した保険料負担金、及び同じく指示のありました保険基盤安定負担金の合計額 9,522 万 5,000 円を計上しております。3 款保健事業費につきましては、健康診査費用及びあん摩・はり・きゅうの施術助成金を総額で 370 万 3,000 円計上しております。以上今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 28 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 27 議案第 29 号 令和 2 年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（後藤三治君） 日程第 27、議案第 29 号、令和 2 年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第 29 号で提案いたしました令和 2 年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。1 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 2,738 万円としております。前年度と比較しますと、1,032 万 5,000 円増額となっております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6 ページをお開きください。1 款保険料につきましては、65 歳以上の被保険者が負担される保険料を 1 億 9,408 万 1,000 円計上しております。次に 3 款 1 項国庫負担金として 1 億 7,013 万 1,000 円を計上し、2 項国庫補助金として調整交付金や介護予防推進のための地域支援事業交付金と、総額 9,710 万 9,000 円を計上しております。それぞれ介護給付費に伴う国の負担金補助金でございます。続きまして、4 款支払基金交付金を 2 億 5,636 万 3,000 円計上しております。これは 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の介護保険料に係る負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。5 款 1 項県負担金を 1 億 3,212 万 1,000 円を計上しております。介護給付費に係る県負担金であります。なお 3 款から 5 款までは、令和元年度の実績等を勘案し計上しております。8 ページをお開きください。6 款繰入金 1 項一般会計繰入金を総額で 1 億 6,627 万 6,000 円を計上しております。介護給付費地域支援事業費に係る法定繰入及び事務費に係る繰り入れでございます。

続きまして歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10 ページをお開きください。1 款 1 項総務管理費として人件費をはじめ、介護保険事業運営のための一般的な経費と

して2,244万6,000円を計上しております。11ページをごらんください。1款3項介護認定審査会費につきましては、介護認定等にかかる費用962万8,000円を計上しております。12ページをお開きください。2款につきましては、介護給付費関連の予算であり、1項介護サービス等諸費として8億3,196万円を計上しております。同款2項介護予防サービス等諸費を1,404万円計上しております。13ページから14ページをごらんください。2款4項高額介護サービス等費を2,739万、6項特定入所者介護サービス等費を5,580万円計上しております。介護給付費は総額で9億3,000万円と、歳出予算の約90.5%と大きな割合を占めております。5款地域支援事業は要介護要支援状態となる前からの介護予防や要介護状態になっても、介護サービス以外のサービスにより、自立した日常生活のための支援事業関連予算であります。1項介護予防生活支援サービス事業費として1,544万1,000円、2項一般介護予防事業費として466万6,000円を計上しております。15ページをお開きください。同款3項包括的支援事業・任意事業費として総額1,990万円を計上しております。地域包括支援センター運営や地域生活の支援と委託に係る経費でございます。17ページをお開きください。9款1項財政安定化基金償還金を666万7,000円計上しております。平成29年度に熊本県から財政安定化基金を2,000万円借り入れましたが、その償還に伴うものでございます。令和2年度で償還が終了となります。

以上今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしました。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

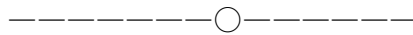
○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。



日程第 28 議案第 30 号 令和 2 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第 28、議案第 30 号、令和 2 年度高森町簡易水道事業特別会計予算に

ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）議案第 30 号で御提案いたしました、令和 2 年度高森町簡易水道事業特

別会計予算について御説明申し上げます。令和 2 年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 442 万 7,000 円とするものであります。まず、4 ページをお開きください。第 2 表地方債におきましては、前原地区水源確保のための水源地の整備工事及び城山送水ポンプ修繕の財源としての過疎債・簡水債借入の限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。7 ページをお開きください。第 1 款使用料及び手数料につきましては、水道使用料 9,123 万 8,000 円を計上しております。第 3 款繰入金につきましては、地方債の定期償還等に係る繰入金として一般会計から 2,850 万 6,000 円を繰り入れるものであります。第 4 款財産収入につきましては、基金運用利子として 727 万円を計上いたしております。次に 8 ページをお開きください。第 5 款繰越金につきましては、1,060 万円を計上いたしました。第 7 款地方債につきましては、第 2 表で説明いたしました前原配水地の水源確保対策として、水源整備工事業費等の財源として 6,420

万円を計上しております。

次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。9 ページをお開きください。第 1 款水道費については、毎年度の経常的な経費とともに、12 節委託料及び 14 節工事請負費に歳入の項目でも御説明申し上げましたが、前原水源地水源供給の施設整備工事に係る設計委託や工事費を計上しております。続きまして 10 ページをお開きください。第 2 款公債費につきましては、起債の定期償還金分としての元利金 4,838 万 8,000 円を計上しております。また、予備費としまして 278 万 8,000 円を計上しております。以上今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 29 議案第 31 号 令和 2 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第 29、議案第 31 号、令和 2 年度高森町農業用水供給事業特別会計予

算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）議案第 31 号で御提案いたしました令和 2 年度高森町農業用水供給事業

特別会計について、御説明申し上げます。令和2年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,759万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款財産収入につきましては、基金運用利子1,341万3,000円、第2款繰入金につきましては、基金繰入金300万円をそれぞれ計上しております。

次に歳出について御説明申し上げます。第1款農業用水費の需用費におきましては施設に係る電気料や維持補修に要する修繕費等を1,510万8,000円計上しております。11節役務費につきましては、配水タンクの異常を知らせるテレメーター通信料等92万6,000円を計上しました。また、2款予備費といたしまして100万円を計上しております。以上、今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第30 議案第32号 令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第30、議案第32号、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会

計予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案 32 号で提案いたしました令和 2 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。1 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,746 万 9,000 円としております。これは令和元年度より 1,225 万 8,000 円の増額となっています。6 ページをお開きください。

歳入予算について説明申し上げます。第 1 款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計 7 万 4,000 円を計上しております。また第 2 款繰入金としまして、基金繰入金に 1,739 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、7 ページ歳出予算につきまして説明申し上げます。第 1 款事業費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、鉄道軌道安全輸送設備等整備補助事業で、主な内容といたしましては、P C 枕木、コンクリートの枕木のことですけれども、更新等に 1,739 万 5,000 円を計上しております。24 節積立金につきましては、自治体基金及び民間基金の利息分の合計 7 万 4,000 円を計上しております。以上、今回提案しております予算について説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますよう、お願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって議案第 32 号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 31 休会の件について

○議長（後藤三治君）日程第 31、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月7日、8日、10日、11日、12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって3月7日、8日、10日、11日、12日は休会とすることに決定しました。なお、各常任委員会が開かれますので、よろしく願います。

-----○-----

○議長（後藤三治君）以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

散会 午後3時2分